

平成30年度定期監査結果報告概要

平成30年10月

三重県監査委員

平成 30 年 10 月 24 日
三重県 監 査 委 員

平成 30 年度定期監査結果報告概要

第 1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 事業の執行に関する監査

地方自治法第 199 条第 2 項に基づき、事業の執行に関する監査（行政監査）を実施しました。

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

地方自治法第 199 条第 2 項に基づき、財務以外の事務の執行に関する監査（行政監査）を実施しました。

(3) 財務の執行に関する監査

地方自治法第 199 条第 1 項に基づき、財務の執行に関する監査（財務監査）を実施しました。

2 監査の実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき、平成 30 年 1 月 22 日から同年 9 月 28 日までの間で、期日を定めて監査を実施しました。

3 監査の実施箇所

監査の実施箇所数等は次表のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	実施箇所数			
		委員監査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
本 庁	177	174 (※1 21)	3	※2 177	—
地 域 機 関	182	47	135	64	118
計	359	221	138	241	118

※1 監査委員による本庁実地監査（以下「総括本監査」という。）は部局等単位で実施。

※2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施。

4 監査の対象とした事項及び範囲

主として平成 29 年度における、県の財務の執行、財務以外の事務の執行及び県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行を対象としました。

(1) 事業の執行に関する監査

【各部局等の主要な事業】

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

- ① 服務規律違反 ② 個人情報情報の漏えい ③ 公表資料の誤り
- ④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

(3) 財務の執行に関する監査

【重点監査事項】

- ① 未利用地の状況 ② 現金取扱事務

【収入に関する事務】

- ① 収入未済 ② 収入事務

【支出に関する事務】

- ① 業務委託 ② 公共工事等 ③ 補助金
- ④ 旅費 ⑤ 物品等購入 ⑥ 印刷物の作成
- ⑦ その他の支出事務

【人件費】

【財産管理等の状況】

- ① 財産管理 ② 金品亡失（損傷） ③ 公有財産の滅失・き損
- ④ 公共用地の未登記

【交通事故】

【その他】

第2 監査の結果

主として平成29年度における、事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行について監査を実施した結果、本報告書に「監査の意見」として記載したもののほかは、概ね適正に処理、執行されていきました。

部局長等においては、「監査の意見」について、速やかに適切な措置を講じられたい。

また、財務以外の事務の執行に関する指摘の中には、公用物品の窃取、障害者雇用率の算定誤りなど、県民の信頼を著しく損なう重大な事案もあるため、原因や背景を徹底的に究明のうえ、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適正事務の再発防止に取り組まれない。

なお、財務の執行に関する指摘については、今回指摘した箇所に限らず、概ねすべての箇所で起こり得るものです。各部局等においてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務の適正な執行に努められたい。

1 事業の執行に関する監査結果の概要

県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行について監査を実施しました。

その結果、事業の執行に関する意見は40件であり、該当のある部局等ごとの意見数は次表のとおりです。

また、部局等ごとの主な意見は、9ページからの別紙のとおりです。

〔事業の執行に関する意見数〕

(単位：件)

部局等名	意見数	部局等名	意見数
防災対策部	2	県土整備部	2
戦略企画部	2	出納局	2
総務部	4	企業庁	2
医療保健部	3	病院事業庁	1
子ども・福祉部	5	議会事務局	1
環境生活部	3	教育委員会事務局	3
地域連携部	3	警察本部	3
農林水産部	2	意見数計	40
雇用経済部	2		

2 財務以外の事務の執行に関する監査結果の概要

公務上の服務規律違反、個人情報情報の漏えい、その他事務の執行に関する不適切な事案の発生状況等について監査を実施しました。

その結果、財務以外の事務の執行に関する指摘は31件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりです。

〔財務以外の事務の執行に関する指摘数〕

(単位：件)

分類	服務規律違反	個人情報情報の漏えい	公表資料の誤り	その他不適切な事案	計
指摘数	8	3	8	12	31

① 服務規律違反

複数年度にわたり不適切な事務処理等を相次いで行っていた事案について6件、公用物品の乾電池を窃取していた事案など、改善を要する指摘は合計8件でした。

② 個人情報の漏えい

委託事業の受託者に対し、別事業のデータを提供し個人情報を漏えいさせた事案など、改善を要する指摘は合計3件でした。

③ 公表資料の誤り

ホームページや印刷物等で誤情報を掲載等していた事案が8件でした。

④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

複数年度にわたり障害者雇用に係る雇用率の算定を誤っていた事案、全庁的に特定建築物等の法定点検を実施していなかった事案など、改善を要する指摘は合計12件でした。

3 財務の執行に関する監査結果の概要

財務の執行に関する指摘は372件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりです。

[財務の執行に関する指摘数]

(単位：件)

分類	重点監査事項		収入に関する事務※	支出に関する事務	人件費	財産管理等の状況	交通事故	その他	計
	未利用地の状況	現金取扱事務							
指摘数	—	29	102	126	—	89	22	4	372

※現金取扱事務に関するものを除く。

なお、財務の執行に関する監査事項ごとの監査結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 重点監査事項

平成30年度定期監査においては、次の2項目を財務の執行に関する重点監査事項として監査を実施しました。

① 未利用地の状況

実地予備監査対象箇所のうち、平成28年度、29年度書面監査であった箇所において、未利用又は本来の用途とは異なる用途で暫定利用となっている県有地を対象として、利活用の検討状況、売却・譲渡に向けた取組状況、維持管理の状況等について実地予備監査を実施しました。

なお、「第二次みえ県有財産利活用方針」に基づく個別財産の利活用計画において、既に利活用等の検討がされている土地は除外としました。

その結果、概ね適正に処理されていました。

② 現金取扱事務

現金取扱に関する事務は、窃盗や盗難、紛失等重大な事件、事故につながる可能性があり、基本的なリスク対策が徹底されているべきですが、前年度定期監査においては、現金収納事務に関して 21 件の改善を要する指摘がありました。

このことから、現金収納事務のほか、つり銭資金の管理及び現金等の保管に関する現金取扱事務について監査を実施しました。

その結果、現金の窃盗や盗難、紛失等重大な事案はありませんでしたが、現金納付された手数料等の金融機関への収納遅延等、改善を要する指摘が、次表のとおり 29 件ありました。

[現金取扱事務に関する指摘] (単位：件)

指摘の概要	指摘数
金融機関への現金収納遅延	25
財務会計システムへの現金受入日の入力誤り	2
現金受入の誤処理による金融機関への収納遅延	1
現金受入事務の遅延	1
計	29

(2) 収入に関する事務

① 収入未済

収納促進の取組、債権管理、債権処理計画の目標達成状況等について監査を実施しました。

その結果、督促状の発付の遅延等、事務処理誤りによる指摘は 6 件でした。

また、平成 29 年度の債権処理計画（企業会計を含む。）において、処理実績額（回収対象）は 1 億 4,010 万 1,058 円と、目標額 1 億 3,560 万 8,428 円を上回りましたが、計画を策定した 66 債権中、32 債権で処理目標額が達成されていませんでした。

[債権処理計画の達成状況]

処理種別	処理目標額（円）	処理実績額（円）	達成率（％）
回収対象	135,608,428	140,101,058	103.3
整理対象	31,221,509	165,973,055	531.6
計	166,829,937	306,074,113	183.5

なお、県税及び県税以外の収入未済額については、120 億 5,618 万 4,845 円（対前年度比 99.8％）と前年度に比べ 2,363 万 9,268 円減少しています。

② 収入事務

現金取扱事務に関するものを除く、調定事務等について監査を実施しました。

その結果、調定の事務処理遅延等、調定事務に関する指摘が 7 件、消印日の誤り等、証紙事務に関する指摘が 3 件のほか、県税の事務処理誤りにより不納欠損処分となった事案など、改善を要する指摘は合計 13 件でした。

(3) 支出に関する事務**① 業務委託**

契約手続き、履行確認、支払い手続き等について、業務委託契約 190 件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、出納局事前検査に関する指摘が 11 件、検査・支払いに関する指摘が 10 件、予定価格の算定・記録等に関する指摘が 7 件、契約保証金に関する指摘が 6 件など、改善を要する指摘は合計 49 件でした。

〔業務委託における分類別指摘数〕

(単位：件)

部局等名	監査 件数	指摘の ある契 約件数	指摘数							計
			出納局 事前検 査	予 定 価 格 ※1	契 約 保 証 金	暴 力 団 排 除 条 例 等 へ の 対 応	個 人 情 報 保 護 へ の 対 応 ※2	検 査 ・ 支 払 い ※3	契 約 手 続 き そ の 他 ※4	
戦略企画部	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1
総務部	4	1	-	-	-	-	-	1	-	1
医療保健部	10	4	-	-	-	1	-	1	2	4
子ども・福祉部	19	5	1	1	3	1	1	-	-	7
環境生活部	9	3	1	2	1	-	-	-	-	4
地域連携部	13	1	1	-	-	-	-	-	-	1
農林水産部	16	2	-	-	-	-	1	1	-	2
雇用経済部	10	5	2	-	1	1	2	2	-	8
県土整備部	13	1	-	-	-	-	-	-	1	1
議会事務局	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1
教育委員会事務局	61	14	6	4	1	2	-	2	3	18
警察本部	14	1	-	-	-	-	-	1	-	1
その他部局等	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	190	39	11	7	6	5	4	10	6	49

＜改善を要する指摘の主な事例＞

- ※1 「予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった」等
- ※2 「契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がされていない」等
- ※3 「契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていない」等
- ※4 「執行伺い等に随意契約の根拠規定が記載されていない」等

② 公共工事等

公共工事、調査・設計等業務委託の契約手続き、竣工時の事務手続き等について、公共工事契約 26 件、調査・設計等業務委託契約 18 件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、公共工事については、変更契約手続きの誤り、施工体制点検に係る書類の不足など、改善を要する指摘は合計 10 件でした。

また、調査・設計等業務委託については、変更契約手続きの誤りに関する指摘が 3 件でした。

③ 補助金

交付要綱・交付要領等の整備状況、履行確認等について、補助金等事業 22 件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、交付要綱・交付要領等での記載漏れに関する指摘が 3 件、提出書類に関する指摘が 2 件など、改善を要する指摘は合計 6 件でした。

④ 旅費

旅行命令・精算手続き、復命について、117 件の旅行を抽出し、監査を実施しました。

その結果、復命書の作成の遅延等、復命書に関する指摘が 9 件など、改善を要する指摘は合計 12 件でした。

⑤ 物品等購入

物品等購入手続き等について監査を実施しました。

その結果、高額物品の購入に関し、改善を要する指摘が 1 件でした。

⑥ 印刷物の作成

印刷物の契約手続き、配布・在庫状況等について監査を実施しました。

その結果、多量の在庫発生に関し、改善を要する指摘が 2 件でした。

⑦ その他の支出事務

歳出戻入の発生理由、資金前渡払いの手続き等について監査を実施しました。

その結果、支払い金額の誤り及び二重払い等による歳出戻入に関する指摘が 20 件、資金前渡払いの事務手続き等に関する指摘が 7 件、事務処理誤りによる入札中止に関する指摘が 7 件、郵券証紙類の過剰購入に関する指摘が 6 件のほか、郵便料金の支払遅延により延滞利息も加算して支払いをしていた事案など、改善を要する指摘は合計 43 件でした。

(4) 人件費

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当の認定事務等について監査を実施した結果、概ね適正に処理されていました。

(5) 財産管理等の状況

① 財産管理

公有財産、物品の管理状況等について監査を実施しました。

その結果、道路管理瑕疵、公有財産使用許可（貸付）台帳の整備漏れ等、公有財産の管理に関する指摘が 44 件、廃棄された物品の処分手続き漏れ、物品標示票の貼付漏れ等、物品の管理に関する指摘が 19 件あり、改善を要する指摘は合計 63 件でした。

② 金品亡失（損傷）

物品等の紛失・損傷の発生状況について監査を実施しました。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外しています。

その結果、公用車の損傷など、改善を要する指摘は合計 7 件でした。

③ 公有財産の滅失・き損

公有財産の滅失・き損の発生状況について監査を実施しました。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外しています。

その結果、建物の損傷に関する指摘が 1 件でした。

④ 公共用地の未登記

過年度未登記の解消に向けた取組等について監査を実施しました。

農林水産部の未登記は、635 筆、121,928.79 m²と前年度に比べ 28 筆、5,134.69 m²減少していました。

県土整備部の未登記は、4,694 筆、1,265,655.05 m²と前年度に比べ 83 筆、6,864.84 m²減少していました。

企業庁の未登記は、1 筆、13.20 m²と前年度に比べ増減はありませんでした。

(6) 交通事故

公用車での交通事故の発生状況について監査を実施しました。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは原則として除外し、人身事故は損害額に関わらず指摘しています。

その結果、物損事故が 18 件、人身事故が 4 件あり、改善を要する指摘は合計 22 件でした。

(7) その他

他の監査事項に分類できない改善を要する指摘は、金品亡失（損傷）報告書や事故発生報告書等の提出遅延に関する指摘が 4 件でした。

別紙

【事業の執行に関する主な意見】

防災対策部

1 防災人材の育成・活用による地域防災力の向上

平成 29 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」において、東日本大震災発生時に高まった危機意識が、時間の経過につれて薄れる傾向にあるとともに、20%を超える県民が内陸直下型地震や風水害による危険性を認知していないという現状が明らかになった。

また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」は、ここ数年横ばいであり目標値を達成できていない状況である。

これらのことから、県民の防災意識を高めるとともに、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、防災人材の育成や活用を進め、地域防災力の向上に取り組まれない。

(防災企画・地域支援課)

戦略企画部

1 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進

平成 27 年 10 月に策定し、29 年 3 月に改訂された「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 29 年度の実績結果については、自然減対策で進展度を B（ある程度進展した）とした一方で、社会減対策については進展度 C（あまり進まなかった）とした。これは、社会減対策の数値目標である県外への転出超過数の改善に係る平成 29 年度の目標値（2,160 人）を実績値（4,063 人）が大きく超過し、目標達成状況が 0.53 となったことによる。

また、社会減対策の取組の一つで戦略企画部が主担当となる若者の県内定着の促進に関する指標である県内高等教育機関卒業生の県内就職率についても、平成 29 年度の目標値（53.0%）を実績値（48.9%）が下回っている状況にある。

このため、数値目標の達成に向けて、各部局との連携の強化を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の一層の魅力向上・充実等による若者の県内定着、しごとの創出、産業人材の育成等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。

(戦略企画総務課、企画課)

総務部

1 服務規律の徹底及び不適正事務の再発防止

平成 29 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から 5 人増加し 7 人の知事部局職員が、セクシュアル・ハラスメント、強制わいせつ行為及び飲酒運転等により処分されている。

さらには、過失運転致死の罪により禁錮刑の確定を受けた職員 1 人が失職している。

一方、事務処理においても、過去に多数の不適正な事務処理を行っていた事案等が発生している。

これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、原因や背景を徹底的に究明のうえ、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適正事務の再発防止に取り組まれない。

また、平成 32（2020）年 4 月施行の地方自治法改正に伴う内部統制制度の整備に当たっては、こうした状況も踏まえ、十分検討されたい。

（行財政改革推進課、人事課）

2 持続可能な財政運営基盤の確立

平成 29 年度の決算においては、経常収支比率は 98.0%と前年度に比べて 1.8 ポイント低下、実質公債費比率は 14.2%と前年度に比べて 0.1 ポイント低下したが、依然として財政の硬直化した状態が続いている。

本県の財政状況は、歳入面では県税収入は増加しているが、地方交付税や繰入金等の減少により歳入総額は減少しており、また、歳出面では社会保障関係経費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。

このため、平成 28 年 3 月に策定した「第二次三重県行財政改革取組」（28～31 年度）及び 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（29～31 年度）に基づいて、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保などにより歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないよう配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の徹底により歳出構造の一層の見直しを進め、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

（財政課）

医療保健部

1 医師・看護職員確保対策の推進

県の人口 10 万人当たりの医師数は 217.0 人で全国平均を下回っており（36 位、平成 28 年 12 月末現在）、医師の地域偏在や診療科偏在も大きな課題となっている。

また、県の人口 10 万人当たりの看護職員数は、准看護師を除き全国平均を下回っており（看護師 34 位、准看護師 28 位、保健師 38 位、助産師 43 位、平成 28 年 12 月末現在）、平成 25 年に県が実施した需給状況調査では、平成 47（2035）年時点においても、看護職員の供給不足が見込まれている。

引き続き、医師修学資金の貸与等により、県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム（後期臨床研修プログラム）の活用を促すことなどにより、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に取り組まれない。また、三重県ナースセンターでの就業あっせん等による看護職員の人材確保や、働きやすい職場環境づくりの支援等による看護職員の定着促進に努められたい。

（地域医療推進課）

2 特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成

特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により整備定員数が増加した結

果、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者については、平成 29 年度において 239 人と、前年度から 400 人減少している。しかし、依然として入所の必要性の高い人が、直ちに入所できない状況が続いている。

引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。

また、平成 29 年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より 1.6 ポイント低下の 11.8%と減少傾向が続いており、介護職員不足により施設が一部稼働できない事態が発生している。

良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、引き続き、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。

(長寿介護課)

子ども・福祉部

1 少子化対策の推進

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の自然減対策においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、平成 26 年から、おおむね 10 年後を目途に 1.8 台に引き上げることを数値目標の一つとしている。

総合戦略に基づき、自然減対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)に掲げた取組を中心に推進しているところであるが、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.49 と、前年に比べて 0.02 下落するとともに、2 年連続で前年を下回る結果となった。

このため、市町や関係機関と連携し、スマイルプランに掲げる取組を着実に推進するとともに、少子化対策を進めるための機運醸成に努められたい。

(少子化対策課)

2 児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援

児童虐待相談対応件数は、平成 24 年度以降、6 年連続で 1,000 件を超える水準で推移しており、29 年度は前年度と比較して 360 件増加し、1,670 件と過去最多となっている。

このため、市町、教育、警察、母子保健関係機関や医療機関等との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。

また、平成 28 年度の児童福祉法の改正により、県と市町の役割が明確化され、市町が身近な場所における支援業務を行うよう位置づけられたことから、市町における児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援等に努められたい。

(子育て支援課)

環境生活部

1 交通事故防止対策の推進

平成 29 年の交通事故死者数は、前年を下回る 86 人に減少し、高齢者交通事故死者数も前年を下回る 37 人となったが、いずれも「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の

29年度の目標値を達成していない。

また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合は、約5割となっている。

このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。

（くらし・交通安全課）

2 産業廃棄物不法投棄等の未然防止と早期是正

新たに確認された産業廃棄物の不法投棄の件数は、平成25年度から増加傾向にあり、29年度も前年度より7件増加し、48件となっている。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成29年度末現在で約45億円と前年度より増加しており、今後も更なる増加が見込まれる。

こうしたことから、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう引き続き監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう電子マニフェストや優良認定処理業者制度の活用促進に取り組まれたい。

また、不法投棄の早期発見に努め、確認した不法投棄は早期に是正させるよう取り組まれたい。

（廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課）

地域連携部

1 移住の促進

移住の促進については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の一つとして総合的な取組を進めた結果、平成29年度の相談件数は28年度の1,137件から1,332件に、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は、28年度の205人から322人に増加した。

このため、引き続き、関係部局、市町、関係団体等と連携し、移住希望者が求める多様な就労情報やその地域での暮らし方に係る情報の収集・発信を強化するとともに、移住希望者の個別ニーズを詳細に把握し、きめ細かな対応を行うことにより、更なる移住の促進に努められたい。

（地域支援課）

2 南部地域の活性化

南部地域では、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下などが顕著であり、人口の流出及び少子高齢化が進行している。

このため、関係部局、市町及び関係団体等と一体となって、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、仕事の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を一層推進されたい。

特に、東紀州地域においては、平成31（2019）年の熊野古道世界遺産登録15周年に向けて、情報発信の強化、インバウンドの受入環境整備、魅力的なイベントの企画・開催

等の各種取組を実施することにより、地域内への来訪者数の増加を図るとともに、地域産品の高付加価値化の支援を図ることなどにより観光消費額の一層の増加に努められたい。

(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

農林水産部

1 県産農林水産物の認知度向上と販路拡大

伊勢志摩サミットでは、多くの県産食材が活用され、新規取引先の拡大や売上の増大などの効果が現われている。こうした成果や、高まった認知度を生かしながら、平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機とした県産農林水産物の販路拡大に取り組んでいる。

これまでに、国際水準GAP等の認証取得促進や、首都圏等における戦略的なプロモーション、輸出の拡大を進め、GAP認証取得件数が29件に増加したほか、柑橘の輸出量の増加や、首都圏等のホテルで三重県フェアが開催され、当該ホテルにおいて延べ167品目の県産食材の採用につながるなど成果が現われ始めている。

今後も、これらの取組等を進め、県産農林水産物の売上の増加につなげるとともに、市町や関係団体等との連携をより一層強化し、更なる認知度の向上、販路拡大に取り組まれたい。

(農林水産総務課)

雇用経済部

1 事業承継の支援の推進

三重県内の中小企業数は、平成11年から26年までの間に約16,000者減少し、54,826者となっている。経営者の高齢化や後継者難が大きな要因とされている平成29年での休廃業・解散件数は487件で、倒産件数100件に比べ4.8倍(全国3.3倍)となっている。

また、県内企業の経営者の平均年齢は平成29年で58.3歳となり、平成2年に比べて4.4歳上昇するなど、中小企業の経営者の高齢化と後継者難により事業承継は喫緊の課題となっている。

このため、平成29年8月に商工団体や金融機関、士業等専門家の民間機関、国、県等の公的機関による三重県事業承継ネットワークが設立された。このネットワークでは、平成30年3月に「三重県事業承継支援方針」を策定し、段階的な取組により事業承継の支援を行うこととしているので、その方針に沿って、県は関係各機関と連携し、着実に取組を進められたい。

(中小企業・サービス産業振興課)

2 観光産業の振興

平成29年の観光消費額は、前年より354億円増の5,273億円となり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度である31(2019)年度目標の5,000億円を達成した。しかし、一方で県内の延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数及び観光客満足度は、前

年実績を下回る数値となり、目標を達成できなかった。

このため、「三重県観光振興基本計画」に基づき、市町、県民、観光関連事業者及びDMO等と連携して、効果的な魅力の発信や周遊・滞在型観光の定着に取り組むことで、県内の宿泊者数を増やすなど、観光消費額の増加に取り組まれない。

(観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)

県土整備部

1 河川堆積土砂対策の推進

河川の堆積土砂対策は、流下能力が回復し、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報を共有しながら、河川維持事業のほか、民間事業者の砂利採取を活用するなど取り組んでいるところであり、平成29年度末の堆積土砂は、前年度末から約58万 m^3 撤去したことにより、177万 m^3 (推計値)となった。

しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き治水安全上の優先度等を十分検討し、着実に堆積土砂対策を進められたい。

(河川課)

教育委員会事務局

1 県立学校施設における非構造部材等の耐震対策の推進

県立学校施設における非構造部材について、現在、耐震対策を進めており、このうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成31(2019)年度までに対策を完了することとしているが、29年度末時点で63棟(49.6%)が対策未完了となっていることから、引き続き、非構造部材の耐震対策について、計画的に推進されたい。

また、平成30年6月から7月に実施した、県立学校に設置されたブロック塀等の緊急点検の結果、35校において、ブロック塀等50箇所及びその他15箇所に、撤去や適切な代替措置等を講じる必要があると判明した。このため、生徒、教職員等への周知や注意喚起、現場の立ち入りを制限することによる安全確保など、学校に対する適切な指導、助言を行うとともに、早急に必要な措置を講じられたい。

(学校経理・施設課)

2 学力の向上

平成30年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小中学校合わせた10教科中9教科で全国平均正答率を下回った一方、学習意欲に関わる質問項目で肯定的に回答している児童生徒の割合が全国に比べて高い状況にある。

引き続き、当該調査結果で得られた課題等を分析、整理したうえで、市町等教育委員会との連携をより深め、学校の状況に応じたきめ細かな支援により、授業力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の学びの支援、家庭での学習習慣や読書習慣の定着を進めることなどにより、学力の向上に取り組まれない。

(小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム)

警察本部

1 服務規律の徹底

平成 29 年度の懲戒処分については、公用物品を窃取したことや、上司からGPS捜査を行わないように命ぜられているにもかかわらず、GPS端末を使用したことにより、前年度の4人から1人増加し5人の警察職員が処分されている。

これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。

(警務部監察課)

2 犯罪の抑止と検挙率の向上

平成 29 年の「刑法犯」の認知件数は 13,346 件（前年比－766 件）となり、平成に入ってから最少件数を前年に続き更新した。検挙率は、42.8%（前年比＋10.5 ポイント）であり、全国平均 35.7%を上回っている。

しかし、認知件数が、殺人9件（前年比＋3件）、放火9件（前年比＋4件）など増加している重要犯罪もあり、特殊詐欺についても、205件（前年比＋41件）と増加している。

これらのことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれたい。

(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)